

三田市手数料条例新旧対照表

現行	改正案																
<p>第1条～第6条 省略 別表(第2条関係)</p> <p>(1)～(30)の1 省略</p> <p>(30)の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下この号から第30号の10までにおいて「法」という。)第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画(以下この号から第30号の7まで、第30号の9及び第30号の10において「計画」という。)の認定の申請に対する審査手数料(以下この号から第30号の5までにおいて「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」という。)</p> <table border="1" data-bbox="192 555 1086 630"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">省略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>ア～イ 省略</p> <p>ウ 計画の認定の申請に法第6条第2項の規定による申出が含まれる場合における長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)及び(イ)に掲げる場合にあっては、当該額にそれぞれ次の(ア)及び(イ)に掲げる額を加算した額)を当該計画に係る住宅の数で除して得た額を加算した額とする。</p> <p>(ア) 計画に建築基準法(昭和25年法律第201号)第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額</p> <p>(イ) 省略</p> <p>(30)の3 計画の認定の申請に対する審査で、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下第30号の5及び第30号の9において「品確法」という。)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下この号から第30号の5まで及び第30号の8から第30号の10までにおいて「評価機関」という。)により法第6条第1項第1号に適合すると認められた住宅に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料</p> <table border="1" data-bbox="192 1332 1086 1404"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">省略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	手数料の額	省略		区分	手数料の額	省略		<p>第1条～第6条 省略 別表(第2条関係)</p> <p>(1)～(30)の1 省略</p> <p>(30)の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下この号から第30号の10までにおいて「法」という。)第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画(以下この号から第30号の7まで、第30号の9及び第30号の10において「計画」という。)の認定の申請に対する審査手数料(以下この号から第30号の5までにおいて「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」という。)</p> <table border="1" data-bbox="1164 555 2058 630"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">省略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>ア～イ 省略</p> <p>ウ 計画の認定の申請に法第6条第2項の規定による申出が含まれる場合における長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)及び(イ)に掲げる場合にあっては、当該額にそれぞれ次の(ア)及び(イ)に掲げる額を加算した額)を当該計画に係る住宅の数で除して得た額を加算した額とする。</p> <p>(ア) 計画に建築基準法(昭和25年法律第201号)第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額</p> <p>(イ) 省略</p> <p>(30)の3 計画の認定の申請に対する審査で、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下第30号の5及び第30号の9において「品確法」という。)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下この号から第30号の5まで及び第30号の8から第30号の10までにおいて「評価機関」という。)により法第6条第1項第1号に適合すると認められた住宅に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料</p> <table border="1" data-bbox="1164 1332 2058 1404"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">省略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	手数料の額	省略		区分	手数料の額	省略	
区分	手数料の額																
省略																	
区分	手数料の額																
省略																	
区分	手数料の額																
省略																	
区分	手数料の額																
省略																	

備考

ア～イ 省略

ウ 計画の認定の申請に法第6条第2項の規定による申出が含まれる場合における評価機関により法第6条第1項第1号に適合すると認められた住宅に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)及び(イ)に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)及び(イ)に掲げる額を加算した額)を当該計画に係る住宅の数で除して得た額を加算した額とする。

(ア) 計画に建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(イ) 省略

(30)の4 計画の認定の申請に対する審査で、評価機関により法第6条第1項各号(第3号及び第6号を除く。)に適合すると認められた住宅に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料

区分	手数料の額
	省略

備考

ア～イ 省略

ウ 計画の認定の申請に法第6条第2項の規定による申出が含まれる場合における評価機関により法第6条第1項各号(第3号及び第6号を除く。)に適合すると認められた住宅に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)及び(イ)に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)及び(イ)に掲げる額を加算した額)を当該計画に係る住宅の数で除して得た額を加算した額とする。

(ア) 計画に建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(イ) 省略

(30)の5 計画の認定の申請に対する審査で、評価機関により品確法第5条第1項に規定する評価方法基準(市長が定めるものに限る。以下同じ。)に適合すると認められた住宅に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料

備考

ア～イ 省略

ウ 計画の認定の申請に法第6条第2項の規定による申出が含まれる場合における評価機関により法第6条第1項第1号に適合すると認められた住宅に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)及び(イ)に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)及び(イ)に掲げる額を加算した額)を当該計画に係る住宅の数で除して得た額を加算した額とする。

(ア) 計画に建築基準法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(イ) 省略

(30)の4 計画の認定の申請に対する審査で、評価機関により法第6条第1項各号(第3号及び第6号を除く。)に適合すると認められた住宅に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料

区分	手数料の額
	省略

備考

ア～イ 省略

ウ 計画の認定の申請に法第6条第2項の規定による申出が含まれる場合における評価機関により法第6条第1項各号(第3号及び第6号を除く。)に適合すると認められた住宅に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)及び(イ)に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)及び(イ)に掲げる額を加算した額)を当該計画に係る住宅の数で除して得た額を加算した額とする。

(ア) 計画に建築基準法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(イ) 省略

(30)の5 計画の認定の申請に対する審査で、評価機関により品確法第5条第1項に規定する評価方法基準(市長が定めるものに限る。以下同じ。)に適合すると認められた住宅に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料

区分	手数料の額
省略	

備考

ア～イ 省略

ウ 計画の認定の申請に法第6条第2項の規定による申出が含まれる場合における評価機関により品確法第5条第1項に規定する評価方法基準に適合すると認められた住宅に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)及び(イ)に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)及び(イ)に掲げる額を加算した額)を当該計画に係る住宅の数で除して得た額を加算した額とする。

(ア) 計画に建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(イ) 省略

(30)の6 計画の変更の認定の申請に対する審査手数料(以下この号、第30号の9及び第30号の10において「長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」という。)で、法第8条第1項又は法第9条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料(法第9条第1項の規定に基づくものにあつては、次の表中「変更に係る部分」とあるのは、「譲受けに係る部分」とする。以下第30号の9及び第30号の10において同じ。)

区分	手数料の額
省略	

備考

ア 省略

イ 計画の変更の認定の申請に法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出が含まれる場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)及び(イ)に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)及び(イ)に掲げる額を加算した額)を当該計画の変更に係る住宅の数で除して得た額を加算した額とする。

(ア) 計画に建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確

区分	手数料の額
省略	

備考

ア～イ 省略

ウ 計画の認定の申請に法第6条第2項の規定による申出が含まれる場合における評価機関により品確法第5条第1項に規定する評価方法基準に適合すると認められた住宅に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)及び(イ)に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)及び(イ)に掲げる額を加算した額)を当該計画に係る住宅の数で除して得た額を加算した額とする。

(ア) 計画に建築基準法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(イ) 省略

(30)の6 計画の変更の認定の申請に対する審査手数料(以下この号、第30号の9及び第30号の10において「長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」という。)で、法第8条第1項又は法第9条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料(法第9条第1項の規定に基づくものにあつては、次の表中「変更に係る部分」とあるのは、「譲受けに係る部分」とする。以下第30号の9及び第30号の10において同じ。)

区分	手数料の額
省略	

備考

ア 省略

イ 計画の変更の認定の申請に法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出が含まれる場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)及び(イ)に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)及び(イ)に掲げる額を加算した額)を当該計画の変更に係る住宅の数で除して得た額を加算した額とする。

(ア) 計画に建築基準法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確

認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(イ) 省略

(30)の7～(30)の10 省略

(30)の11 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この号において「法」という。)に関する手数料

名称	区分	手数料の額
省略		

備考

ア 省略

イ 新築等計画の認定の申請に法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合又は新築等計画の変更の認定の申請に法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合における低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)及び(イ)に掲げる場合にあっては、当該額にそれぞれ次の(ア)及び(イ)に掲げる額を加算した額)を加算した額とする。

(ア) 新築等計画に建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(イ) 省略

(30)の12 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下この号において「法」という。)に関する手数料

名称	区分	手数料の額
省略		

備考

性能向上計画の認定の申請に法第30条第2項の規定による申出が含まれる場合又は性能向上計画の変更の認定の申請に法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出が含まれる場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)及び(イ)に掲げる場合にあっては、当該額にそれぞれ次の(ア)及び(イ)に掲げる額を加算した額)を加算した額とする。

認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(イ) 省略

(30)の7～(30)の10 省略

(30)の11 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この号において「法」という。)に関する手数料

名称	区分	手数料の額
省略		

備考

ア 省略

イ 新築等計画の認定の申請に法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合又は新築等計画の変更の認定の申請に法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合における低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)及び(イ)に掲げる場合にあっては、当該額にそれぞれ次の(ア)及び(イ)に掲げる額を加算した額)を加算した額とする。

(ア) 新築等計画に建築基準法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(イ) 省略

(30)の12 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下この号において「法」という。)に関する手数料

名称	区分	手数料の額
省略		

備考

性能向上計画の認定の申請に法第30条第2項の規定による申出が含まれる場合又は性能向上計画の変更の認定の申請に法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出が含まれる場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)及び(イ)に掲げる場合にあっては、当該額にそれぞれ次の(ア)及び(イ)に掲げる額を加算した額)を加算した額とする。

(7) 性能向上計画に建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(イ) 省略

(31) 建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第24項第1号若しくは第2号(同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料 120,000円

(31)の2～(39)の2 省略

(40) 建築基準法第53条第5項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料 33,000円

(41)～(48)の2 省略

(48)の3 建築基準法第67条の3第3項第2号の規定に基づく特定防災街区整備地区内における建築物の敷地面積又は同条第5項第2号の規定に基づく建築物の壁面の位置に関する特例許可申請手数料 160,000円

(48)の4 建築基準法第67条の2第9項第2号の規定に基づく特定防災街区整備地区内における建築物の防災都市計画施設に係る間口率及び高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料 160,000円

(48)の5～(61)の4 省略

(62) 建築基準法第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含

(7) 性能向上計画に建築基準法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(イ) 省略

(31) 建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第24項第1号若しくは第2号(同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料 120,000円

(31)の2～(39)の2 省略

(39)の3 建築基準法第53条第5項の規定に基づく建築物の建蔽率の特例許可申請手数料 33,000円

(40) 建築基準法第53条第6項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料 33,000円

(41)～(48)の2 省略

(48)の3 建築基準法第67条第3項第2号の規定に基づく特定防災街区整備地区内における建築物の敷地面積又は同条第5項第2号の規定に基づく建築物の壁面の位置に関する特例許可申請手数料 160,000円

(48)の4 建築基準法第67条第9項第2号の規定に基づく特定防災街区整備地区内における建築物の防災都市計画施設に係る間口率及び高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料 160,000円

(48)の5～(61)の4 省略

(61)の5 建築基準法第87条の2第1項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る認定申請手数料 27,000円

(61)の6 建築基準法第87条の2第2項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の変更申請手数料 27,000円

(61)の7 建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料 120,000円

(61)の8 建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料 160,000円

(62) 建築基準法第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含

む。)の規定に基づく建築物に関する確認申請手数料又は同法第18条第2項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物に関する計画通知手数料

ア 省略

イ 申請又は通知に係る計画に建築基準法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては、上記の手数料のほか、当該昇降機1基につき、第63号の手数料を納めなければならない。

(63) 建築基準法第87条の2において準用する同法第6条第1項の規定に基づく建築設備に関する確認申請手数料又は同法第87条の2において準用する同法第18条第2項の規定に基づく建築設備に関する計画通知手数料 一の建築設備につき、次に掲げる場合の区分に応じ、当該定める額とする。

ア～イ 省略

(64) 省略

(65) 建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査申請手数料又は同法第18条第14項の規定に基づく建築物に関する完了通知手数料

ア 省略

イ 申請又は通知に係る計画に建築基準法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては、上記の手数料のほか、当該昇降機1基につき、次号の手数料を納めなければならない。

(66) 建築基準法第87条の2において準用する同法第7条第1項の規定に基づく建築設備に関する完了検査申請手数料又は同法第87条の2において準用する同法第18条第14項の規定に基づく建築設備に関する完了通知手数料 一の建築設備につき 19,000円(小荷物専用昇降機については11,000円)

(67) 省略

(68) 建築基準法第7条第1項の規定に基づく同法第7条の3に規定する中間検査をした建築物に関する完了検査申請手数料又は同法第18条第17項に規定する中間検査をした建築物に関する同法第18条第14項の規定に基づく完了通知手数料

ア 省略

イ 申請又は通知に係る計画に建築基準法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては、上記の手数料のほか、当該昇降機1基につき、次号の手数料を納めなければならない。

(69) 建築基準法第87条の2において準用する同法第7条第1項の規定に基づく同法第7条の3に規定する中間検査をした建築設備に関する完了検査申請

む。)の規定に基づく建築物に関する確認申請手数料又は同法第18条第2項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物に関する計画通知手数料

ア 省略

イ 申請又は通知に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては、上記の手数料のほか、当該昇降機1基につき、第63号の手数料を納めなければならない。

(63) 建築基準法第87条の4において準用する同法第6条第1項の規定に基づく建築設備に関する確認申請手数料又は同法第87条の4において準用する同法第18条第2項の規定に基づく建築設備に関する計画通知手数料 一の建築設備につき、次に掲げる場合の区分に応じ、当該定める額とする。

ア～イ 省略

(64) 省略

(65) 建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査申請手数料又は同法第18条第14項の規定に基づく建築物に関する完了通知手数料

ア 省略

イ 申請又は通知に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては、上記の手数料のほか、当該昇降機1基につき、次号の手数料を納めなければならない。

(66) 建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項の規定に基づく建築設備に関する完了検査申請手数料又は同法第87条の4において準用する同法第18条第14項の規定に基づく建築設備に関する完了通知手数料 一の建築設備につき 19,000円(小荷物専用昇降機については11,000円)

(67) 省略

(68) 建築基準法第7条第1項の規定に基づく同法第7条の3に規定する中間検査をした建築物に関する完了検査申請手数料又は同法第18条第17項に規定する中間検査をした建築物に関する同法第18条第14項の規定に基づく完了通知手数料

ア 省略

イ 申請又は通知に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては、上記の手数料のほか、当該昇降機1基につき、次号の手数料を納めなければならない。

(69) 建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項の規定に基づく同法第7条の3に規定する中間検査をした建築設備に関する完了検査申請

手数料又は同法第87条の2において準用する同法第18条第17項に規定する中間検査をした建築設備に関する同法第18条第14項の規定に基づく完了通知手数料 一の建築設備につき 18,000円(小荷物専用昇降機については11,000円)

(69)の2 省略

(70) 建築基準法第7条の3第2項の規定に基づく建築物に関する中間検査申請手数料又は同法第18条第17項の規定に基づく建築物に関する特定工程終了通知手数料

ア 省略

イ 申請又は通知に係る計画に建築基準法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては、上記の手数料のほか、当該昇降機1基につき、次号の手数料を納めなければならない。

(71) 建築基準法第87条の2において準用する同法第7条の3第2項の規定に基づく建築設備に関する中間検査申請手数料又は同法第87条の2において準用する同法第18条第17項の規定に基づく建築設備に関する特定工程終了通知手数料 一の建築設備につき 15,000円(小荷物専用昇降機については11,000円)

以下省略

手数料又は同法第87条の4において準用する同法第18条第17項に規定する中間検査をした建築設備に関する同法第18条第14項の規定に基づく完了通知手数料 一の建築設備につき 18,000円(小荷物専用昇降機については11,000円)

(69)の2 省略

(70) 建築基準法第7条の3第2項の規定に基づく建築物に関する中間検査申請手数料又は同法第18条第17項の規定に基づく建築物に関する特定工程終了通知手数料

ア 省略

イ 申請又は通知に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては、上記の手数料のほか、当該昇降機1基につき、次号の手数料を納めなければならない。

(71) 建築基準法第87条の4において準用する同法第7条の3第2項の規定に基づく建築設備に関する中間検査申請手数料又は同法第87条の4において準用する同法第18条第17項の規定に基づく建築設備に関する特定工程終了通知手数料 一の建築設備につき 15,000円(小荷物専用昇降機については11,000円)

以下省略